

官民人材交流センターの制度設計と国会での議論

| 検討課題 | 改正国公法・閣議決定 | 国会答弁 |
|--|--|---|
| <p>1 再就職支援の対象とする公務員の範囲</p> <p>①年齢</p> <p>②退職事由</p> <p>③再就職支援の時期</p> <p>④2度目の再就職の扱い</p> <p>⑤想定されるあっせん対象者数</p> | <p>(改正国公法)</p> <p>第十八条の五 内閣総理大臣は、職員の離職に際しての離職後の就職の援助を行う。</p> <p>第十八条の六 内閣総理大臣は、前条に規定する事務を官民人材交流センターに委任する。</p> <p>第十八条の七 内閣府に、官民人材交流センターを置く。</p> <p>② 官民人材交流センターは、この法律及び他の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>⑤ 官民人材交流センター長は、官民人材交流センターの所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求め、又は意見を述べることができる。</p> <p>(閣議決定)</p> <p>・各府省等の人事の一環としての再就職あっせんから、センターによる再就職支援に重点を移していく。センターの主たるユーザーは職員となることを想定しているが、退職勸奨を行う人事当局からの依頼も受け付ける</p> | <p>①年齢、②退職事由 (平成19年5月25日 166-衆・内閣委員会 渡辺大臣答弁(対細野豪志君(民主))ほか) <u>(定年退職者について)法案の中には、そういったことを排除するとか受け入れるとか書いてあるわけではございません。いずれにしても、有識者懇の中で決めていくことになるわけでございます。私が言っているのは、余り数が多いとなかなか難しいかなということは申し上げているわけでありませう。</u></p> <p>③再就職支援の時期 (平成19年5月18日 166-衆・内閣委員会 渡辺大臣答弁(対細野豪志君(民主))ほか) 官民人材交流センターは、あくまで職員の離職に際し行う離職後の就職の援助に関することを行うものでございます。(中略) <u>先ほど来申し上げますように、離職に際してということでございますから、常識的な期間というのは当然あるわけでございます。</u></p> <p>④2度目の再就職の扱い (平成19年5月18日 166-衆・内閣委員会 渡辺大臣答弁(対細野豪志君(民主))ほか) 官民人材交流センターは、あくまで職員の離職に際し行う離職後の就職の援助に関することを行うものでございます。したがって、<u>今委員が御指摘のような、二回目のあっせんとか三回目のあっせんとか、そういうことは全くいたしません。</u> 通常、二回目以降の再就職というのは、離職後、長期間にわ</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>たっているわけでございます。二年とか三年とか、そういう長期間にわたっているわけでありますから、職員の離職に際しという時間感覚とはまるで違うわけでございますから、今のわたりのようなことはやらないと申し上げているわけです。</p> <p>⑤想定されるあっせん対象者数 (平成19年5月23日 166-衆・内閣委員会 渡辺大臣答弁 (対戸井田とおる君(自民))ほか) 退職管理に当たっては、どれぐらいの人たちが退職しているかという、大体、<u>一般職公務員の退職者一万人のうち、再就職ニーズが特に高いと思われるのはいわゆる勸奨退職者であります。この数が約四千人と言われております。これは推定でございますが、この四千人のうち、各府省等であっせんを行っているのはその半分に当たる約二千人程度であると言われております。したがって、そうしたあっせんを今度は全面的に禁止するわけでありますから、この部分は人材センターの方で一元的にいずれ行っていくことになるわけであります。</u></p> |
| <p>2 再就職支援のスキーム</p> <p>①再就職支援機能の強化</p> <p>②トンネル機関化の防止</p> <p>③各省の協力</p> <p>④民間委託</p> | <p>(改正国公法)</p> <p>第十八条の五 内閣総理大臣は、職員の離職に際しての離職後の就職の支援を行う。</p> <p>第十八条の六 内閣総理大臣は、前条に規定する事務を官民人材交流センターに委任する。</p> <p>第十八条の七 内閣府に、官民人材交流センターを置く。</p> <p>② 官民人材交流センターは、この法律及び他の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>⑤ 官民人材交流センター長は、官民人材交流センターの所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求め、又は意見を述べることができる。</p> | <p>①再就職支援機能の強化 (平成19年5月23日 166-衆・内閣委員会 渡辺大臣答弁 (対戸井田とおる君(自民))ほか) <u>多くの企業等から多様な求人情報が得られる能動的な求職活動はしっかり行ってまいります。再就職ニーズに十分対応した求人開拓、キャリアコンサルティング、これをやることによってセンターの再就職支援機能が強化を図られていくことを考えているところでございます。</u></p> <p>②トンネル機関化の防止 (平成19年6月28日 166-参・内閣委員会 官房長官答弁 (対内藤正光君(民主)) <u>ここまであっせんを役所の出身官庁の案件は扱わせないという</u></p> |

| | | |
|--|---|---|
| | <p>(閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターの主たるユーザーは職員となることを想定 ・退職勧奨を行う人事当局からの依頼も受け付ける ・多くの企業等から多様な求人情報が得られる能動的な求職活動をしっかりと行えるよう、再就職ニーズに十分対応した積極的な求人開拓営業・キャリアコンサルティングの実施等により、センターの再就職支援機能の重点的強化を図る ・各府省等の人事当局と企業等の直接交渉は禁止し、センター職員は出身府省職員の再就職あっせんを行わないこととする ・あっせんの対象職員に関する必要なキャリア及び人的情報の把握のため、センター職員は人事当局等と必要に応じて協力するものとする。 | <p><u>ことを決め、そして透明性を持ってここまでやって、官房がそっくり移ってくるようなことではないんだということをこういう形で、閣議決定という形でお約束をしているわけでありませう。法律には確かにその原則が書いてないといえそうですが、そういう御指摘があると思うので、こういう形で制度設計の原則については閣議決定でお示しをして、内閣としての覚悟を示しているわけでございますので、今、渡辺大臣が言ったように、この閣議決定に反するような制度設計はいたしませんということをお約束を申し上げたいと思います</u></p> <p>(平成19年5月18日 166-衆・内閣委員会 渡辺大臣答弁(対西村康稔君(自民)ほか))</p> <p>トンネル機関にさせないように、大原則をもう既に閣議決定してあるわけでございます。例えば、<u>出身省庁の職員のあっせんはさせない、あるいは人事当局と企業等との直接交渉は禁止をするといった原則を決めているわけでございます。ですから、こういうことによって、まさしく天下り根絶センターができるということ</u>を申し上げておきたいと思ひます。</p> <p>③各省の協力 (平成19年5月25日 166-衆・内閣委員会 官房長官答弁(対吉井英勝君(共産)))</p> <p>今回の閣議決定の中でも、まず第一に、いろいろな役所から出向で職員が多分このセンターに来ると思いますが、その出身官庁の再就職についてはお世話をしないということになっていませうので、当該職員、再就職をするであろう職員のこれまでの<u>キャリアパスがどうであったか、どういうお人柄なのか等々含めて、能力が一番中心かと思ひますが、そういったものについての人事情報について、やはり再就職のお手伝いをする際にはそういう情報が要るだろうということ</u>で、この法律の中にも、<u>長が資料の提出や意見の開陳、説明その他必要な協力を求めと</u></p> |
|--|---|---|

| | | |
|--------------------|---|---|
| | | <p>いうことで、こういうような書きぶりになっているということだと思います。</p> <p>④民間委託 (平成19年6月12日 166-参・内閣委員会 渡辺大臣答弁(対秋元司君(自民))ほか) ハローワークなどでもこれから市場化テストを導入していこうという試みがございます。民間の手法を活用するというのはいり得る話であろうかと思いますが、いずれにしても、今行われている各省人事当局によるあっせんを全面禁止をするわけではございまして、いきなり民間を使うのもどうかと思ったものですから、私は当初この法案の企画立案段階においては民間を使うつもりはございませんという話をしてまいりました。その後、この法案が閣議決定をされまして、制度の詳細設計は有識者懇談会で行うと、こういう仕切りになりましたので、<u>こうした問題についてもこの詳細設計は有識者懇の方で行われるものと理解をしております。</u></p> |
| <p>3 官民人材交流の支援</p> | <p>(改正国公法) 第十八条の五 ② 内閣総理大臣は、官民の人材交流(国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第二条第三項に規定する交流派遣及び民間企業に現に雇用され、又は雇用されていた者の職員への第三十六条ただし書の規定による採用その他これらに準ずるものとして政令で定めるものをいう。)の円滑な実施のための支援を行う。 第十八条の六 内閣総理大臣は、前条に規定する事務を官民人材交流センターに委任する。 第十八条の七 内閣府に、官民人材交流センターを置く。 ② 官民人材交流センターは、この法律及び他の法律の規定</p> | <p>(平成19年5月25日 166-衆・内閣委員会 渡辺大臣答弁(対田端正広君(公明))ほか) 御指摘の官民人材交流センターを通じ、民から官へのゲートウエーとして将来は機能させるようにしたいという思いも込めてでございます。この次のプログラム法の課題として、採用から退職に至る一連の残ったパッケージについて御議論をいただきます。採用についても、新たな採用の枠組をつくっていただければ、まさしくこの官民人材交流センターが民から官へのゲートウエーとして大いに機能していくものと考えます。</p> |

| | | |
|------------------|--|--|
| | <p>によりその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>⑤ 官民人材交流センター長は、官民人材交流センターの所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求め、又は意見を述べることができる。</p> | |
| <p>4 センターの規模</p> | <p>(改正国公法)</p> <p>第十八条の七 内閣府に、官民人材交流センターを置く。</p> <p>③ 官民人材交流センターの長は、官民人材交流センター長とし、内閣官房長官をもつて充てる。</p> <p>⑥ 官民人材交流センターに、官民人材交流副センター長を置く。</p> <p>⑦ 官民人材交流副センター長は、官民人材交流センター長の職務を助ける。</p> <p>⑧ 官民人材交流センターに、所要の職員を置く。</p> <p>⑨ 内閣総理大臣は、官民人材交流センターの所掌事務の全部又は一部を分掌させるため、所要の地に、官民人材交流センターの支所を置くことができる。</p> <p>(閣議決定)</p> <p>・センターは内閣府に置き、中央組織と地域ブロック別の拠点からなる組織・人員体制を整備し、各府省等からの中立性を徹底し、実効性のある効率的な組織・運営とする</p> <p>・センターを内閣府に、20年中に設置し、3年計画であっせん取扱いを拡大する。このため、センターの設置後、随時、効率性・実効性の観点から見直しを行い、必要な追加的措置を講ずることにより、再就職ニーズに十分対応できる体制、業務の仕組み等を整備する。その際、センターの規模については、再就職のニーズ・実情を十分把握した上での必要最小限度の体制の構築に配慮することとする</p> | <p>(平成19年6月1日 166-衆・内閣委員会 渡辺大臣答弁 (対馬淵澄夫君(民主)ほか)</p> <p>自衛隊の援護体制、再就職支援体制をそっくりそのまままねしようとは言っておりません。要するに、政府の閣議決定の文章でいきますと、「<u>実効性のある効率的な組織・運営とする。</u>」<u>ということを決めているんですよ。その上で、必要最小限度の体制を構築する</u>と言っているわけでありますから、ですから、先ほどいみじくも数字を申し上げたように、大体、一万人退職をする、そうすると、四千人ぐらいは肩たたきだ、あっせんしているのは二千人だ、そういうことを申し上げたわけでしょう。</p> |

| | | |
|--|--|---|
| <p>5 公正性・透明性の確保</p> <p>①あっせん対象の制限</p> <p>②情報公開</p> | <p>(閣議決定)</p> <p>・あっせんによる就職実績等の公表も含め、業務の透明性を確保する</p> | <p>①あっせん対象の制限</p> <p>(平成19年6月12日 166-参・内閣委員会 官房長官答弁(対松井孝治君(民主))</p> <p><u>李下に冠を正さず</u>ということで、当然のことながら、この有識者会議の中でそういったルールはつくるとは思いますけれども、<u>能力だけで行くとかなんとかいうこと自体を排除することは私はないと思いますよ。</u></p> <p>ただ、それがどう見てもおかしいなというようなことは排除を多分することになるんだろうと思いますし、ここに監視機関というのを、きっちり一つ一つチェックしていくという仕組みもちゃんと用意をしているわけでありますから、この基本的な哲学で、そういうところでこれからの詳細設計はやっていこうということで、大きな哲学はここに入っていると思いますし、ここの閣議決定の中で全体の公務員制度改革そのものの考え方の中にも哲学は入っている、そういうものを踏まえながら有識者会議というものが詳細設計をして、先生御指摘のような問題が起きないようにしていこうということだと思っんですね。</p> <p>(平成19年6月28日 166-参・内閣委員会 渡辺大臣答弁(対主濱了君(民主)ほか)</p> <p><u>法文上の明確な制限規定はございません。</u>しかし、改正法の精神というものは、是非御理解をいただきたいと思います。我々は、一方において官と民の垣根を低くしようというコンセプトを盛っております。しかし、官民交流を進めるなかで、いかにして官民の癒着防止を図っていくかということも同時に考えているのであります。</p> <p>先ほど官房長官が答弁しましたように、癒着の防止においては罰則を伴った厳しい行為規制、口利き規制などを掛けているわけがございます。したがって、そういった法の精神をこれから具体的な制度設計においてどう生かしていくかということも併せて考える必要がございます。</p> |
|--|--|---|

李下に冠を正さずという古来のことわざもございませぬ。官民人材交流センターのあっせん対象先をどのような範囲で仕組んでいくかというのは有識者懇談会マターでございませぬが、そういう場面で議論されていくことになるわけでございませぬ。

(平成19年6月28日 166-参・内閣委員会
官房長官答弁(対主濱了君(民主))

中馬プランはそうではなくて、利害関係があろうとも行けるようにする、その代わり厳しい行為規制を刑事罰を付けて行いませぬと、こういうことを提案をして、さらに中馬プランから、中馬プランの場合には人事当局があっせんをするという形になっていませぬものですから、我々は今各省による予算、権限を持ったこの押し付けがあり得るようなそういう再就職のあっせんというのは駄目だねということで、中馬プランのエッセンスはいただきましたが、各省によるあっせんというものをやめたと。この人材バンクも、各省によるあっせんというものをやめるということを前提に、その権限関係、予算関係を全部断ち切って、中立的で透明な人材バンクというものを設けて、いろんな規制が掛かっている公務員のことですから、ここでやろうということでありませぬ。

したがって、先生は恐らく利害関係のあるところに翌日から行けるのはおかしいじゃないかと、こうおっしゃりたいんだらうと思ひませぬ。それは、そういうふうは今までの感じではいけばそうでしょうけれども、初めて刑事罰付きの行為規制というものが出てくるわけでありませぬから、そのところは少し発想が異なるんだらうということ、今までの我々が現行法制として持っているものと発想が違ふということではないかというふうに思ひませぬ。

(平成19年6月28日 166-参・内閣委員会
官房長官答弁(対主濱了君(民主))

したがって、法文上ということはこの部分を狭く取って、これで

利害関係のところに行けるんですねということで、行けますということだけ申し上げると、とんでもないということだけが走っていくので、そうではないんですということを申し上げたいのでいろいろ申し上げた。これ、いろいろ申し上げないと全体の体系が分からないわけです。

そもそも発想の転換をしましょうというのが私たちの公務員制度改革の長い間の議論でありました。それを言いたいがためにさっき申し上げてきたことであって、中馬プランでやっと初めて利害関係のあるところにクーリングオフ期間をなしに行けるようにしようと、その代わり、やはり国民がそれは、先生が今おっしゃったように、国民が信頼すると思いませんかということがあるので、刑事罰という、今まで法務省も大反対をしてきたこのことを発想の転換をすることによって導入をして、やっばいけなことを明確にして、刑事罰を掛けるような仕組みの中でこれを行けるようにしますよと。

もう一つ大事なことは、この人材バンクによって各省のあつせんを断ち切る、そして中立、透明なセンターで再就職のお世話をする、そして外部の監視機関を設けて絶えずそれをチェックする、さらには、このセンターの透明性を高めるための担保措置として実績は全部ディスクローズしていく、こういうような形を体系として今回御提示申し上げて、御審議を今願っているわけでございます。

ですから、今まで利害関係先に行けなかった、それが今度行けるようになったところだけをとらえて今回の公務員制度改革を議論されるのは、少しちよつと全体像を御理解をいただくことにならないので、これはもう体系としてやっばり御理解をいただいた上で、国民の皆様方にも一緒にお考えをいただくことがなければ私はいけなものだというふうに考えているわけでありまして、その点についての御理解を賜って、少し長くなりましたけれども、御説明を申し上げたということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>②情報公開 (平成19年6月1日 166-衆・内閣委員会 総理大臣答弁(対田端正広君(公明)))ほか)</p> <p><u>あつせんによる就職実績の公表も含め、業務の透明性を確保するとともに、外部監視機関による厳格な事後チェックもさらに行っていく</u>ということをございまして、こうしたことを原則といたしております。<u>こうした今申し上げました原則に従って制度をつくっていけば、透明性そして中立性は必ず担保できる、確保できる、私はこう確信をいたしております。</u></p> |
|--|--|--|